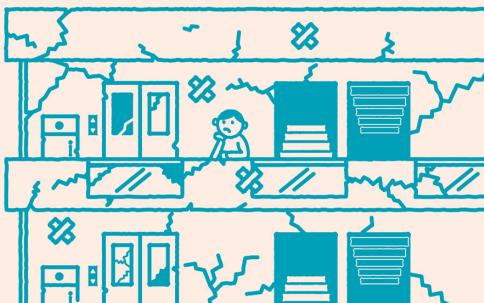


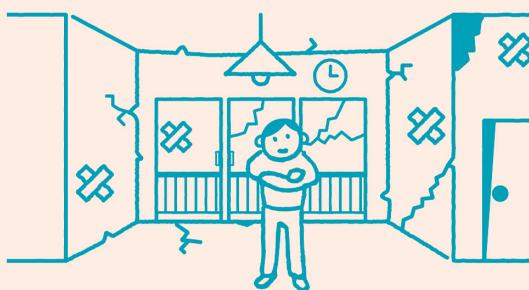
マンションには、 入っておきたい地震保険が、 ふたつ、あります。

1 共用部分の 地震保険



例：玄関ホール、廊下、外壁など。

2 専有部分の 地震保険



例：室内、間仕切り壁など。

マンションの地震保険には、

「共用部分の地震保険」と「専有部分の地震保険」の、2種類のたいせつな保険があります。

にもかかわらず、共用部分の地震保険の加入状況は、日本全体でおよそ46%*と、
低い水準にとどまっています。あなたのマンションは、大丈夫ですか？

万が一のとき、生活再建をスムーズにするために、
今一度、あなたのマンションの地震保険をご確認ください。

* 地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。

* 共用部分の地震保険はマンション管理組合で、専有部分の地震保険は各区分所有者で手配いただくことが一般的です。

*2019年度の地震保険付帯率。損害保険会社4社調べ。

一般社団法人 日本損害保険協会
一般社団法人 外国損害保険協会
一般社団法人 マンション管理業協会

みんなで支える安心

地震保険

みなさんの保険料を積み立てて保険金をお支払いします

地震保険へのご加入を検討される際は、お近くの損害保険代理店、または、損害保険会社まで。

地震保険Q & A

1

地震保険はどのような役目を果たすの？

地震保険は地震への備えとなり、被災後の当面の生活を支える保険です。地震保険の保険金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。



※共用部分の地震保険に加入いただくことで、マンションの再建資金の一部に充てていただくことができます。

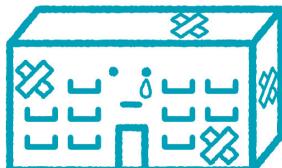
2

地震保険は何を補償してくれるの？

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

※地震による火災は火災保険では補償されません。

※地震保険は、火災保険とセットで加入する必要があります。



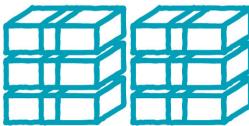
4

契約金額はどのように設定すればいいの？

契約金額は、火災保険の契約金額の30～50%の範囲内で設定しますが、建物は5,000万円、

家財は1,000万円が限度額です。

※区分所有者毎に、共用部分(共有持分)と専有部分あわせて5,000万円が限度となります。なお、建物の契約金額には土地代は含みません。



6

支払われる保険金はどうやって決まるの？

建物や家財の損害状況により全損、大半損、小半損、一部損のいずれかに認定されます。^{*1}

全損は地震保険の契約金額の100%、大半損は60%、小半損は30%、一部損は5%の保険金が支払われます。

保険金を迅速かつ公正にお支払いするために4区分としています。

※損害の状況が一部損に至らない場合やエレベーター、給排水設備など主要構造部以外のみの損害の場合などは保険金は支払われません。

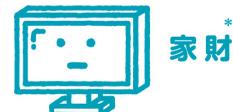


3

地震保険は何にかける保険なの？

お住まいの建物にかける保険です。

また、居住と店舗等が一緒の併用住宅にもかけられます。さらに、住居内にある家財にもかけられます。



※建物と家財は別々に加入します。

*1: 住居のみに使用される建物および併用住宅。

*2: 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。

5

保険料はどうやって決まるの？

お住まいの地域(都道府県)や建物の構造によって決まります。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。



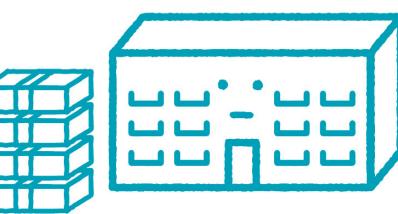
7

大規模な地震が起こっても、保険金の支払いは大丈夫なの？

地震保険は、法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営している保険です。

一回の地震による保険金総支払限度額は12兆円(2021年4月現在)です。

※この金額は関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えないように定められており、適宜見直されています。



*1: 2017年1月1日以降に保険期間が始まる契約に適用されます。